

# 石川県金沢市「宿泊税」の新設について

## 1. 金沢市宿泊税新設の理由 [金沢市協議書抜粋]

平成27年3月の北陸新幹線金沢開業に伴い、多くの方が本市を訪れており、まさに活気や賑わいをもたらされているが、その一方で、一部の地域において、市民生活に影響が及んでいることから、平成28年11月に金沢経済同友会から、また、翌12月には市議会定例会議会において、こうした課題を解決するために、宿泊税を導入し、文化振興や市民生活向けの施策に充ててはどうかとの提案があり、北陸新幹線の開業効果を検証する中で、宿泊税の導入について検討することとした。

様々な意見や要望を踏まえ、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図るためには、一定の安定した財源が必要と考え、宿泊税を創設することとし、3月(※)に、市議会に金沢市宿泊税条例案を提案し、3月23日可決されたところである。

※平成30年3月

## 2. 金沢市宿泊税の概要

課税団体	石川県金沢市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅
税収の用途	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊数 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅
納税義務者	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅
税率	一人一泊について、宿泊料金が ・2万円未満のもの 200円 ・2万円以上のもの 500円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	(平年度) 720百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	(平年度) 43百万円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直し規定あり

### 3. 同意要件との関係

金沢市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

#### ① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）がある。

金沢市宿泊税と消費税は、宿泊行為を行う者の担税力に着目して課税するという点においては共通するところであるが、金沢市宿泊税の課税標準は「旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であり、一定税率で課税した上で前段階税額を控除して納税する仕組みであることから、両者の課税標準が同じであるとは言えない。

#### ② 住民の負担

金沢市宿泊税は、宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計しているものであり、課税の簡素化という観点も踏まえ、200円という金額は著しく過重とまでは言えないと考えられる。

また、500円という税額についても、2万円以上という比較的高額な宿泊料金での宿泊行為に対するものであり、宿泊者の担税力も踏まえると、著しく過重とまでは言えないと考えられる。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間の物の物流に重大な障害を与えること。」

金沢市宿泊税は、「金沢市内に所在する旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとは言えない。

したがって、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

金沢市宿泊税は、「1. 」のとおり著しく過重な税負担であるとまでは言えず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

また、この宿泊税の使途は、条例において「金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用」とされている。税収は、金沢市の観光施策の充実に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであると言える。

政府の観光に関する取組については、「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)において方針が示されているほか、当該計画の基となっている「明日の日本を支える観光ビジョン(※)」(平成28年3月30日)においては、受益者負担による観光施策に充てる追加的財源を確保することを検討する方向性が示されており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

(※) 総理大臣を議長とし、関係閣僚等により構成される「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において決定。

以上により、今回新設を予定している金沢市宿泊税については、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由はないと認められると判断する。